

軽二輪（126cc～250cc）の住所変更

管轄が変わる場合（例、神戸→なにわ）

1	軽自動車届出済証
2	所有者と使用者の印鑑（認印で可） 軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、軽自動車届出済証返納届にその会社の印鑑の押印も必要です。所有者となっている会社にお問い合わせください。
3	住民票または外国人登録原票記載事項証明書（発行後3ヶ月以内）
4	自賠責保険証明書（有効なもの）
5	ナンバープレート 自賠責保険のステッカーは剥がしておいてください。新しいナンバープレートに貼り付けますので。
6	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 軽自動車届出済証返納届（売店で購入） ② 軽自動車届出書（売店で購入） 軽自動車税申告書（窓口でもらえます）

管轄が同じ場合

1	軽自動車届出済証
2	所有者と使用者の印鑑（認印で可） 軽自動車届出済証に記載の所有者がバイク販売会社の場合は、軽自動車届出済証記入申請書にその会社の印鑑の押印も必要です。所有者となっている会社にお問い合わせください。
3	自賠責保険証明書（有効なもの）
4	運輸支局（登録事務所）で用意するもの ① 軽自動車届出済証記入申請書（売店で購入） ② 軽自動車税申告書（窓口でもらえます）